3　この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

4　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第十条の」を「第九条の」に改め、同条第五項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第七項中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第八項を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十七号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年一月三十一日」を「平成三十二年一月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　世耕　弘成

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十八号

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条第一項及び第百八十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第一条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育委員会（」の下に「法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が」を加え、「あつては」を「あつては当該」に、「とし」を「とする。」に、「単に「教育委員会」という」を「同じ」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改め、「基準（」の下に「特定地方公共団体でない」を加え、同項第七号中「地貌」を「地貌」に改め、同条第五項及び第六項中「あらかじめ、」の下に「市町村の」を加える。

第五条第一項中「教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「）が」を「（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が」に改め、同条第三項中「）が」を「（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が」に改め、同項第一号中「第四十三条」を「第四十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「管理団体（以下この条」の下に「及び次条第二項第一号イ」を、「計画（以下この条」の下に「並びに次条第二項第一号イ及びハ」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に、「同号ヌ」を「第一号ヌ」に、「）が行う」を「（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行う」に改め、同項第一号中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項」に改め、同号ヲ中「町村の区域」の下に「（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に改める。

第七条中「事務は」を「事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条　法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

2　法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）

ロ　前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下この号及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）